

新築住宅等への太陽光発電の導入促進 に向けた取組について

背景

- 脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの普及が喫緊の課題であり、建築物の屋根を活用した太陽光発電の導入を推進していくことが重要。
- 他都市において、新築住宅等への太陽光発電の設置を促進する、いわゆる「義務付け条例」を導入する動きがある。
- 本市は、これまで様々な施策を講じながら家庭や事業所への太陽光発電の導入を推進しており、今後、さらなる普及策について検討する必要がある。

他都市の動向

| 自治体 | 対象 | 開始時期 | 主な義務化の内容 |
|-------------|----------------------------|-------------|---------------------------|
| 京都府・ 京都市 | 大規模建築物 | 2022年4月 | ・ 再エネ設置 |
| 群馬県 | 大規模建築物 | 2023年4月 | ・ 再エネ設置 |
| 東京都 | ・ <u>戸建住宅等</u> ・ 大規模建築物 | 2025年4月 | ・ 再エネ設置 ・ 断熱（国の基準と同じ）等 |
| 川崎市 | ・ <u>戸建住宅等</u> ・ 大規模建築物 | 2025年4月 | ・ 再エネ設置 |
| 相模原市 | ・ 戸建住宅等 ・ 大規模建築物 | 2027年4月（予定） | ・ 再エネ設置 |
| 松戸市 | 未定 | 2028年4月（予定） | ・ 再エネ設置 |
| 長野県 | 未定 | 未定 | ・ 再エネ設置 ・ 断熱 |

<対象> 年間の供給延床面積が一定以上の“ハウスメーカー”

- 東京都：年間の供給延床面積2万㎡以上のメーカーが対象（50社程度）
- 川崎市： “ ” 5千㎡以上のメーカーが対象（23社程度）

<太陽光発電設置の内容>

設置可能棟数×地域に応じた算定率により、メーカーとして
必要な再エネ導入量を設定

イメージ

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{設置可能棟数} & \times & \text{算定基準率} & \times & \text{棟あたり基準量} & = & \text{再エネ設置基準量} \\
 500\text{棟} & & 70\% & & 2\text{kW/棟} & & 700\text{kW}
 \end{array}$$



4kWを100棟に設置 ⇒ 400kW
 2kWを200棟に設置 ⇒ 400kW
 設置しない住宅200棟 ⇒ 0kW

合計設置容量

800kW > 再エネ設置基準 (700kW)

⇒基準適合

＜その他の規定内容＞

| 項目 | 東京都 | 川崎市 |
|-------|------------------------|-------------------------|
| 断熱性能 | 国の基準と同じ | — |
| 省エネ性能 | 国の基準から最大20%削減 | — |
| 説明 | 居住者等に対して、環境性能に関する説明を行う | 居住者等に対して、再エネ設置に関する説明を行う |
| 報告 | 毎年度、取組結果を東京都に報告 | 毎年度、取組結果を川崎市に報告 |
| 公表 | 東京都は、メーカーの取組結果を公表 | 川崎市は、メーカーの取組結果を公表 |

<対象>

延床面積2,000㎡以上の建物の **“建築主”**

<太陽光発電設置の内容>

建築面積に応じて、**1棟あたりに必要な導入量を設定**

イメージ

$$\begin{array}{ccc}
 \text{建築面積} & \times & \text{面積当たり再エネ導入量} & = & \text{再エネ設置基準量} \\
 500\text{㎡} & & 0.0075\text{kW/㎡} & & 3.75\text{kW}
 \end{array}$$

| 延床面積 | 2千～5千㎡ | 5千～1万㎡ | 1万㎡～ |
|-------|--------|--------|------|
| 下限容量 | 3kW | 6kW | 12kW |
| 上限容量※ | 9kW | 18kW | 36kW |

※義務量が過大な負担とならないよう緩和措置として設定

<その他の規定内容>

| 項目 | 東京都 | 川崎市 |
|--------|---------------------------------|---------------------------------|
| 断熱性能 | 国の基準と同じ（住宅の場合のみ） | — |
| 省エネ性能 | 国の基準から15～25%削減 （施設の用途に応じて設定） | — |
| 説明 | 建築士等から建築主に対して、 環境性能に関する説明を行う | 建築士等から建築主に対して 再エネ設置に関する説明を行う |
| 計画書の提出 | 建築確認の申請前に、 計画書を東京都に提出 | 建築確認の申請前に、 計画書を川崎市に提出 |
| 公表 | 東京都は、計画書の内容を 受理後に速やかに公表 | 川崎市は、計画書の内容を 受理後に速やかに公表 |

事業者からのヒアリングについて

市内において住宅等の供給数が多いハウスメーカー、マンションデベロッパー等を訪問し、ヒアリングを実施中

ハウスメーカー等

- **時代の流れであり理解はするが、住宅価格への影響が懸念される。**
- 建築コストが上昇する中で**負担は大きい**が、制度が導入された場合は**対応はする**。ただし、市からの**補助が必要**。
- 太陽光パネルを標準装備しており、**影響は全くない**。会社の**追い風**となるため、賛同する。
- 建築面積が減少傾向にあることや建物のデザイン上から、導入量は大きく増やせないため、**義務量は過大とならないよう配慮してもらいたい**。
- 顧客は共働き世帯が多く、太陽光で発電する昼間に家にいないため、**防災面も含め、蓄電池とセット**の方が顧客に進めやすい。

事業者からのヒアリングについて

マンションデベロッパー等

- 建築コストが上昇する中で**負担は大きい**が、企業としても**取り組みの必要性は理解する**。
- **住宅価格への影響が懸念**されるため、市からの**補助が必要**。
- **太陽光パネルを標準装備とする方針**であり、影響はない。
- 屋上面積が限られていることや、太陽光で発電した電気を使用する共用部の電気使用量はそれほど多くないため、仮に制度を導入する場合、**義務量は最小限としてもらいたい**。
- 光熱費の削減など、入居者の直接的なメリットにつながる**断熱や省エネの方が取り組みやすい**。